

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県

成田市

2. 構造改革特別区域の名称

国際教育推進特区

3. 構造改革特別区域の範囲

成田市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 特区の特性

①千葉県の特性

我が国の空と海の玄関である成田空港（17年度貨物取扱量約224万t、18年度国際線旅客数約3千4百万人）及び千葉港（18年貨物取扱量約1.7億t）を擁するほか、国際的な業務機能の集積する幕張新都心（千葉市ほか）や国際水準の研究開発拠点を目指すかずさアカデミアパーク（木更津市ほか）を有し、国際的な交流機能、業務機能、研究開発機能などが集積している。

②成田市の地域特性

同市を中心に立地する成田空港（39か国2地域71社が乗り入れ。年間外国人旅客者約9百万人。）により、我が国と国外98都市との窓口となっており、空港周辺には16のホテル群（客室総数約7,000室）や国際物流機能が集積し、外国人居住者も約2,900人（成田市人口の2.4%）に上るほか、成田山新勝寺など国際観光拠点としての機能とも相まって、極めて多くの外国人が訪問・滞在する国際性豊かな都市となっている。

さらに、成田空港の暫定平行滑走路の整備（平成14年4月供用開始）や、都心とを結ぶ成田新高速鉄道の整備（平成22年度開業予定）などにより、その国際都市としての役割は今後さらに大きくなるものと見込まれる。

なお、成田市を中心とする地域は、第5次首都圏基本計画（平成11年3月）において、業務核都市として、成田空港周辺地区、成田都心地区等を核に、国際的な業務・物流等の世界につながる機能を展開し、国際交流拠点の形成を図るべき地域とされている。また、成田市は、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき国際会議等の誘致の促進や開催の円滑

化等を図る「国際会議観光都市」に指定されている。

(参考)

項目		状況	(備考)
成田空港 関連	年間(国際線)旅客数	約3千4百万人(18年度)	国内シェア約60%(17年度)
	うち外国人旅客数	約 9百万人(18年度)	
	外国人入国者数	約 4百万人(18年)	国内シェア約50%(18年)
年間航空貨物取扱量		約 2.2百万t(17年度)	国内シェア約66%(17年度)
成田市内に宿泊する外国人及び外 国の航空会社の年間乗務員数		約83万人	(参考)成田市人口:約123千人
成田市内の外資系企業数		36社	県内外資系企業(305社)の約 12%に相当

(2) 千葉県及び成田市による国際教育の推進

① 千葉県においては、中長期的な視点で県政運営の基本的な方向を示した「千葉から
の『変革と創造』」を平成14年6月に示し、一人ひとりの個性を大事にする教育の重
視などにより「安心していきいきとする暮らし」を創造することとしているほか、成
田空港や千葉港を擁する国際的な優位性を最大限活かした国際教育や文化交流など
により、「世界の中の千葉を創造する」こととしている。

さらに、「千葉からの『変革と創造』」を具体化するための重点施策の具体的な方
向と事業展開をまとめた「ちば2003アクションプラン」(平成14年12月)では、特に
充実を図る施策の一つとして、「個性が輝く教育の推進」を掲げ、国際教育の充実を
はじめとして、千葉県ならではの特色ある教育を推進している。

この国際教育においては、「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プ
ラン(CIEP)」(平成14年3月)により、文部科学省研究指定「スーパー・イングリッシュ
・ランゲージ・ハイスクール(SELhi)」(千葉県立成田国際高等学校)及び千葉県
教育委員会と成田市教育委員会が実施する「ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・
ランゲージ(GEL)」(成田市立中台中学校区)を行い、英語による授業の充実を図る
とともに、小・中・高の連携を深め、英語によるコミュニケーション能力を重視した
教育をさらに推進し、将来、国際的な舞台で英語を駆使して活躍できる人材の育成を
目指しているところである。また、この取組を踏まえて、国際教育の更なる充実を
目指すこととしている。

② また、成田市においては、「成田市学校教育長期ビジョン」の基本理念「ともに学

び、遊び、育つまち 成田」の実現を目指し、早急に取り組むべき事業と先導的役割を果たす事業の重点プロジェクトの一つとして、「国際コミュニケーション・プロジェクト」に取り組んでおり、成田空港を擁し、市内に在住・滞在する外国人の多い市の特徴を生かし、児童生徒が異文化の理解、国際感覚、コミュニケーション能力を身に付けるためのプログラムを実施しているところである。

特に、市立成田小学校においては、平成8年度より文部科学省指定の研究開発学校として「地域社会に根ざした小学校英語学習」、「未来につなぐ小学校英語」をテーマに小学校における英語教育のカリキュラム等の研究開発に先導的・実証的な取組みを行ってきたところである。

また、その他の市内各小学校においても、外国人英語講師を迎えての国際教育を年数回、11年度からは英語活動を隔週1回で実施してきた。平成14年4月からは、学級担任と外国人英語講師のチームティーチングによる20分の英語活動を週1回行い、10月からは週2回に、平成15年10月からは週3回に拡充し実施しているところである。

また、平成12年度より平成17年度まで各小学校区を単位に年10回程度「成田ミツ・ザ・ワールド」として、地域における英語学習を実施してきたところである。

中学校においては、外国人英語講師をすべての学校に通年で派遣し英語授業の充実を図るとともに、学校における様々な活動の中で外国人英語講師とふれあうことにより、生徒の実践的コミュニケーション能力の育成に努めている。また、姉妹都市であるカリフォルニア州のサンブルーノ市への中学生派遣事業として、約20名の中学生を1週間にわたり派遣するなど国際教育を積極的に推進しているところである。

(3) 規制の特例措置を講じる必要性

「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)」の推進及びその取組を踏まえた市内全校への国際教育の拡大を目指すに当たり、児童生徒の適性や発達段階に応じながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図る実践研究を進め、有効な指導方法を探求する必要がある。そのためには、英語活動の授業をより一層充実させるとともに、教科指導や特別活動などできるだけ多くの場面で、多くの時間、英語に触れさせ、実際に英語によるコミュニケーション活動を確保することが大切である。

このため、上記のような国際的な地域特性や国際教育の実績を有する成田市において、小学校に英語科を設置し系統立てた実践を行い、また、市内の全小学校で行われている英語活動を中学校での英語に効果的につなげることが急務とされている現在、実践的コミュニケーション能力のより一層の向上を図るために中学校において、小学校の英語活動での実践を踏まえた独自のシラバスをもとに、「聞く・話す」に重点をおい

た英語授業を展開することが不可欠であることから、英語科の総授業時数を週1時間拡充し、「聞く・話す」に重点をおいた英語授業を展開することにより、全ての生徒が日常的な英会話力を身に付けることを目標とし、少人数学習等の学習形態の工夫を図り、外国人講師との効果的なチームティーチングを行い、英会話を中心にした授業を継続的に展開することにより、生徒の英語を用いた実践的コミュニケーション能力の伸長を図るうえでも、現行の学習指導要領（教育課程の基準）によらない教育課程の編成・実施を可能とする必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

今日、国際化が急速に進展する中で、国際社会に生きているという自覚と広い視野を持ち、国を超えて相互に理解し合うことは、ますます重要になりつつある。また、我が国にあっては、今後一層積極的に国際社会に対して貢献していくことが求められている。

これらの観点から、国際社会において、世界情勢や歴史的背景などを理解し、相手の立場を尊重しつつ、自分の考え方や意思を正しく伝える能力を育成することは急務であり、そのために必要な英語を用いた表現力などのコミュニケーション能力の育成が求められているところである。

このため、現行の学習指導要領の中で、小学校では、「総合的な学習の時間」において、英会話などの活動ができることとし、中学校及び高等学校では、外国語科が必修教科となり、外国語教育重視の方針が示されている。

このような中、千葉県では、成田空港、千葉港、幕張メッセ、かずさアカデミアパークなどの国際的交流拠点を有する本県の特性を踏まえ、主体的で個性的な県政運営の一環として、「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)」を平成14年3月に策定し、その積極的な推進に努めるとともに、この取組を踏まえた国際教育の拡大を目指しているところである。これらの取組に基づき、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するにあたっては、教科指導や特別活動など、できるだけ多くの場面で、多くの時間、英語に触れさせることにより、実際に英語によるコミュニケーション活動を行う時間を確保することが大切であると考えられることから、成田市の国際都市としての地域特性や国際教育の実績を生かしながら、同市との緊密な連携の下で、積極的に本特例措置を活用しながら小・中・高の連携した英語教育を目指して、カリキュラム等の開発を行うとともに、「イマージョン教育」を意識しながら研究実践を進め、有効な指導方法を探求してきている。

6. 構造改革特別区域計画の目標

成田市の国際的な地域特性や国際教育の実績を踏まえ、規制の特例措置を活用して、児童生徒の適性や発達段階に応じながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図

る実践研究を進め、有効な指導方法を探究するとともに、これを踏まえた効果的な国際教育の推進により、児童生徒自身が英語に慣れ親しみ、実践的なコミュニケーション能力を高めることを目標とする。

このため、小学校においては、平成15年度に「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)」に基づき千葉県教育委員会及び成田市教育委員会が実施している「ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・ランゲージ(GEL)」の拠点校である成田市立新山小学校において、規制の特例措置「特定事業：構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用した教育課程の特例を適用することにより、国際教育をさらに効果的に実践するための研究を先行実施する。16年度は新たに5小学校を加えて計6小学校で、17年度はさらに2小学校を加えて計8小学校で、それぞれ特例措置の適用を行い、英語科を設置する。18年度以降、千葉県及び成田市の財政状況等を勘案しつつ、市内の小学校について、本特例措置の適用を拡大していく。

また、中学校においては、平成16年度に新山小学校における研究の成果や文部科学省研究開発学校として小・中学校の連携によるカリキュラム・指導法の研究開発を計画している、市立成田中学校の取組と連携しながら、「GEL」の拠点校である市立中台中学校において、本特例措置を活用した、中学校における英語によるコミュニケーション能力の育成に資するための教育課程を実施し、次年度以降、県及び市の財政状況等を勘案しながら順次、本特例措置の適用を市内の他の中学校にも拡大していく。

さらに文部科学省が指定するもので、英語教育を重視したカリキュラムの開発、一部の教科を英語によって行う教育、大学や海外姉妹校との効果的な連携方策についての実践研究に係る研究開発学校（スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール）の指定を受けている千葉県立成田国際高等学校を含めた小・中・高の一貫した英語教育を目指す。

なお、これにより基本的にすべての児童生徒が、小学校卒業段階で英語を使って簡単な会話をことができる、中学校卒業段階で日常的な英会話ができる、高等学校卒業後は「英語を使って通常のコミュニケーションができ、国際感覚を持ち、国際社会で活躍できる」ことを目標とする。

さらに、本特区におけるこうした実践研究やこれを踏まえた効果的な国際教育の一層の推進により、広く県内の児童生徒が、将来豊かなコミュニケーション能力を身に付け、国際社会に貢献できることを目指すとともに、本県の英語教育全体の向上や帰国・外国人児童生徒の受入の充実に資することにより、グローバル化が進展する社会において地域の活性化を担いうる人材の育成や、このための教育環境の整備を図る。同時に、実践研究の成果を県内外の学校や教育機関の参考にも広く供することを通じて、地域の特性や創意工夫を活かした教育面での先導的な取組の全国への広範な波及に資することを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

国際化が急速に進展する中、国際的な地域特性を有する本特区内において、豊かなコミュニケーション能力を身に付けることにより、国際社会で共生していくための資質・能力・態度が育成され、グローバルな視点から地域経済を担う人材が多数輩出される。

特に、個々の児童生徒にとっては、人としての基礎を培う時期に外国人と出会いふれあう直接体験を重ねることにより、自分とは違った考え方の人等に対しおおらかな気持ちで受け入れることができる。また、英語によるコミュニケーション活動を通して、英語を話すことに自信がつき、さらに明るい気持ちでだれとでも気軽に挨拶をしたり、間違いを恐れず自ら進んでいろいろな人と話ができるような自己表現能力が高まり、将来における個々の可能性を広げられることを目指す。

なお、本規制の特例導入後5年を目途に小・中学校の連携した英語教育を実施する効果として、継続して学習した生徒については中学校卒業段階で概ね英語検定3級程度の英語力を身に付けることを目指す。

また、帰国・外国人児童生徒の受入体制の充実に資することにより、国際的なビジネスが本特区内で展開するに際しての教育環境面でのインフラ強化を通じて、内外の企業の集積が促進され、地域経済、ひいては我が国経済の活性化に資することが期待できる。

さらに、実践研究の成果を県内外の学校や教育機関にも広く供することを通じて、グローバル化に対応した国際教育がそれぞれの地域特性に応じて広範に展開されることにも寄与することができる。

8. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) ちば2003年アクションプラン

「個性が輝く教育の推進」という観点に立ち、国際理解教育等により千葉県ならではの特色ある教育を推進することにより、一人ひとりの個性をより重視し、その可能性を引き出すとともに、心身のバランスがとれた創造性豊かな人間の育成を図る。

(2) チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン (CIEP)

グローバル化が急速に進展する中、英語による授業の充実を図るとともに、小・中・高の連携を深めることにより、英語によるコミュニケーション能力を重視した教育を

さらに推進し、将来、国際的な舞台で英語を駆使して活躍できる人材の育成を図るもので、以下の3つの事業の総称。

①ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・ランゲージ (GEL)

千葉県教育委員会及び成田市教育委員会が実施するもので、成田市立中台中学校区を研究指定地域とし、CIEPの義務教育段階の研究として「小・中連携した英語学習の系統化、英会話教育充実のための実践研究、教科の一部及び行事等を英語によって行う教育に関する実践研究」を行う。

②スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール (SELHi)

文部科学省が指定するもので、千葉県立成田国際高等学校を研究開発学校とし、英語教育を重視したカリキュラムの開発、内容中心型の授業方法の研究、小・中・大学や海外姉妹校との効果的な連携方策についての実践研究を行う。

③チバ・スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(C-SELHi)

SELHi終了後、県が千葉県立成田国際高等学校を指定し、生徒の英語コミュニケーション能力の一層の向上を目指した実践研究の充実を図る。

(3) 文部科学省研究開発学校（英語教育）

文部科学省が指定するもので、成田市立成田小学校及び成田市立成田中学校を研究開発学校とし、小・中学校9年間の英語科学習において、効果的に確かな英語の力を身につけるための教育課程・指導方法を明らかにする研究開発を行う。

(4) 成田市の英語教育に係る事業

- ・中学校外国人英語講師派遣事業
- ・小学校外国人英語講師派遣事業
- ・英語科研究開発事業
- ・小中連携英語学習研究事業
- ・小学校英語年間指導計画等作成事業
- ・ミシガン州との教員交流事業（～平成15年度）
- ・成田ミーツ・ザ・ワールド（地域ですすめる子ども外国語学習推進事業）
（～平成17年度）

別紙

1. 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

成田市内の全市立小・中学校

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特例措置適用認定の日

4. 特定事業の内容

児童生徒の適性や発達段階に応じながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、成田市においては、小学校の全学年に「英語科」の設置及び中学校の全学年に特例措置を活用した英語によるコミュニケーション能力の育成に資するための教育課程の編成・実施を新たに行う。

小学校においては、平成15年度に「チバ・インターナショナル・エデュケーション・プラン(CIEP)」に基づき千葉県教育委員会及び成田市教育委員会が実施している「ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・ランゲージ(GEL)」の拠点校である成田市立新山小学校において、英語科を設置するほか、音楽や体育等一部の教科や集会等の行事を英語によって行い、国際教育をさらに効果的に実践するための研究を先行実施する。16年度は新たに5小学校を加えて計6小学校で、17年度はさらに2小学校を加えて計8小学校で特例措置の適用を行い、英語科を設置する。18年度以降、千葉県及び成田市の財政状況等を勘案しつつ、市内の小学校について、本特例措置の適用を拡大していくことに努める。

また、中学校においては、平成16年度に「GEL」の拠点校である成田市立中台中学校において特例措置を活用した英語によるコミュニケーション能力の育成に資するための教育課程の編成・実施し、次年度以降については、千葉県及び成田市の財政状況等を勘案しつつ、順次、市内の中学校について本特例措置の適用を拡大していくことに努める。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

特区計画の認定された日から5年の間に本取組の評価を行い、見直しを図る。

(2) 教育課程の基準によらない部分

①小学校において、英語科を設置すること。

(英語科を設置する理由)

英語科設置により、1年生段階からまとまった時数の英語授業の展開が可能となる。授業実践においては、発達段階に応じた目標を明確にし、系統性のある学習プログラムに基づいたものが継続的に行われることとなる。また、文字の導入についても、音声中心で楽しく言語を習得した上での必然的な過程として、位置付けをする。

なお、小学校英語科の開設にあたっては、20分を単位とした授業展開を行う。低学年においては、児童の発達段階に配慮し20分の英語科授業を週3回実施する。高学年においては、中学校での学習とのより効果的な連携を視野に入れ、45分を単位とした英語科授業を週1回と、同じく20分の授業を週2回、計3回を実施する。外国人講師との体験的なコミュニケーション活動を実施することにより、英語に慣れ親しみ、外国の人々に接し、相手を思いやり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することができ、ひいては、国際社会で活躍できる素地を培うことができる。

(英語科の時間数)

- ・ 1年は、「生活」の34時間及び18時間を加え、52時間を「英語科」として設置
- ・ 2年は、「生活」の35時間及び18時間を加え、53時間を「英語科」として設置
- ・ 3年は、「総合的な学習の時間」の53時間を「英語科」として設置
- ・ 4~6年は、「総合的な学習の時間」の70時間を「英語科」として設置

②中学校において、英語によるコミュニケーション能力育成に資するための教育課程

(英語科の総授業時数を拡充する理由)

英語の授業を週3回から週4回に拡充することにより、実践的コミュニケーション能力の育成を図るための独自のカリキュラムの展開が可能となる。

週3回の英語正規授業においては、小学校で行われている英語活動を受けて、実践的コミュニケーション能力のさらなる向上を図るためのカリキュラムや指導方法の改善を行う。

さらに週1回の特設の時間では、「聞く・話す」活動を中心とした英語授業を開する。小学校での英語活動で培われた英語に慣れ親しみ、ものおじしないで外国の人々と接する態度を中学校においてさらに伸長させ、実践的コミュニケーション能力の基礎の育成につなげるために、「機能」・「場面」を中心にカリキュラムを構成し、「聞く・話す」活動を重点に授業実践する。また、学習形態の工夫を図りつつ、全ての授業を外国人講師とのチームティーチングで行うことにより、生徒の英語による実践的コミュニケーション能力の育成が図られ、ひいては、国際社会

で活躍できる素地を養うことに寄与すると期待される。

(英語科の時間数)

英語科の総授業時数を拡充するために、総合的な学習の時間を35時間削減。

各学年とも、英語総授業時数は、年間140時間である。

(3) 小学校の教育課程の内容等 (教育課程表:別添)

(実施内容)

- ・ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・ランゲージ (GEL)1年目の実践を生かした本格的な研究。
- ・英語科の設置。
- ・教科の一部や行事等を英語で実施する実践研究及びその考察。
- ・児童の実態にあった活動計画、場面や機能ごとのシラバスづくり。
- ・交流活動の研究、実践。
- ・小中児童生徒の交流。小中高の教員の交流。外国人との交流。 等

(指導体制の充実)

○研修

- ・大学教授等による理論実践研修
- ・外国人英語講師による英会話力習得のための実践研修
- ・成田市教育委員会主催の小学校英語研修会やその他の英語研修会への参加
- ・週時程の中に位置付けられた外国人英語講師との打ち合わせの中での実践

○職員の配置

- ・県費加配教員の配置
- ・外国語指導助手の配置

(4) 中学校の教育課程の内容等 (教育課程表:別添)

- ・ゲイトウェイ・トゥ・イングリッシュ・ランゲージ (GEL) 2年目の実践を生かした本格的な研究。
- ・実践的コミュニケーション能力の育成を図ることを意識した正規英語授業でのカリキュラム・指導方法の改善
- ・英語科総授業時数の拡充。 (週1時間の「聞く・話す」活動に重点をおいた英語授業の展開)
- ・外国人講師とのチームティーチングの効果的な実践。
- ・教科の一部や行事等を英語で実施する実践研究及びその考察。
- ・小学校での英語活動を効果的に繋げる場面や機能ごとのシラバスづくり。
- ・交流活動の研究、実践。

- ・小中児童生徒の交流。小中高の教員の交流。外国人との交流。 等の措置を検討。

(5) 関連法等との関係

- ① 学校教育法第18条第2号に、「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」とあり、これからの中の国際社会において、世界情勢や歴史的背景などを理解し、相手の立場を尊重しつつ、そのために必要な外国語能力や表現力などのコミュニケーション能力の育成が求められているところである。
- ② 「人間力戦略ビジョン」(平成14年8月30日、第25回経済財政諮問会議 制度・政策改革集中審議)の中で、「新しい時代を生きる日本人」として「『英語が使える日本人』の育成」とあり、国においても、小学校からの英語教育の在り方について提案がなされているところである。
- ③ 教科の一部及び行事等を英語で実施する中での、各教科の内容等については、学習指導要領に準拠するものである。
- ④ 「英語科」の時間数確保と「生活科」及び「総合的な学習の時間」との関係
 - (ア) 「生活科」に関して、低学年における英語科年間指導計画を作成するにあたっては、生活科の指導内容を検討し、指導時期や指導方法などの関連を考慮し、生活科と英語科の合科的・関連的な指導を行うことによって、生活科のねらいにせまることができると考えられる。
 - (イ) 「総合的な学習の時間」に関しては、小学校学習指導要領総則の第3「総合的な学習の時間の取扱い」の中で国際理解教育の一環としての外国語活動を行うときの配慮事項として以下のように記されている。

「児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなどの小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。」

したがって、英語科を設け、英語活動の授業を系統立てて行うことは、総合的な学習の時間の趣旨にも繋がることと考えられる。

教科等の年間標準授業時数

成田市立中台中学校等

区分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳	特別活動	総合的な学習	選択教科	総数
	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	技家	保体					
1年	140	105	105	105	140 +35	45	45	70	90	35	35	35 -35	30	980
2年	105	105	105	105	140 +35	35	35	70	90	35	35	50 -35	70	980
3年	105	85	105	80	140 +35	35	35	35	90	35	35	60 -35	140	980
合計	350	295	315	290	420 +105	115	115	175	270	105	105	145 -105	240	2940